

## 乙第44号証

### ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則

(平成二十六年七月四日)

(内閣府／総務省／令第三号)

改正	平成二七年	九月一八日	/内閣府／総務省／令第	二号
同	二七年一二月二一日同			第 四号
同	二七年一二月二四日同			第 五号
同	二八年 三月三一日同			第 二号
同	二九年 三月三一日同			第 二号
同	二九年一二月 八日同			第 七号
同	二九年一二月二八日同			第 九号
同	三〇年 三月三一日同			第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第三条第二項において準用する場合を含む。)並びに同令第十二条第一項及び第二項(同令第三条第七項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項、第十九条、第二十二条、第二十三条第三号並びに第二十五条第三号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則を次のように定める。

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 (通知カード記載事項が個人番号提供者に係るものであることを証する書類等)

#### 第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下

「法」という。)第十六条の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書
- 二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が

適當と認めるもの

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲

げる書類のうち二以上の書類

イ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

ロ イに掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適當と認めるもの(通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。)

2 法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が通知カードの返納とともに提示を受けるべき書類として提示を受ける場合における法第十六条の主務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 次に掲げるいずれかの措置その他当該市町村長が適當と認める措置をとる場合には、前項第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書(以下「一時庇護許可書」という。)若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書(以下「仮滞在許可書」という。)のうち当該市町村長が適當と認めるもの

イ 当該書類に係る暗証番号の入力を求めること。

ロ 当該書類に組み込まれた半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)に記録された写真を確認すること。

ハ 個人番号カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の当該市町村長が適當と認める事項の申告を受けること。

二 前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、前項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち当該市町村長が適當と認める二以上の書類

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲

げる書類

- イ 前項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち当該市町村長が適當と認めるもの
- ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、当該市町村長が適當と認めるもの(通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。)

四 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、第十三条の回答書及び次に掲げるいずれかの書類

- イ 前号イに掲げる書類
- ロ イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、当該市町村長が適當と認める二以上の書類(通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。)

3 個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長(法令の規定により法別表第一の十六の項、十七の項、二十三の項、三十八の項又は八十九の項の下欄に掲げる事務(以下「租税に関する事務」という。)の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「財務大臣等」という。)は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合であって、第一項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められるときは、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が通知カードに記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、同項第三号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

- 一 第一項第三号イに掲げるいずれかの書類の提示を受けること。
- 二 当該提供に係る租税に関する法律の規定に基づき提出される書類(次号及び第五号において「申告書等」という。)に添付された書類であって、当該提供を行う者に対し一に限り発行され、若しくは発給されたもの又は官公署から発行され、若しくは発給されたものに記載されている当該提供を行う者の個人識別事項を確認すること。
- 三 当該提供に係る申告書等又は当該申告書等と同時に財務大臣等に提出される国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条の二第一項の規定による口座振替納付の依頼に係る書面若しくは地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十五条の規定による口座振替納付の請求に係る書面に記載されている預金口座又は貯金口

座に係る名義人の氏名並びに金融機関及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号を確認すること。

四 租税に関する法律の規定に基づく調査において確認した当該提供を行う者に係る事項その他の当該提供を行う者しか知り得ない事項を確認すること。

五 前各号に掲げる措置をとることが困難であると認められる場合であって、当該提供に係る申告書等に還付を受けるべき金額の記載がないときは、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下この号において「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項等を確認すること。

(平二七内府総省令二・一部改正)

(写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下「令」という。)第十二条第一項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいづれかの書類とする。

一 前条第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

(住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第三条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けすることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいづれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報(同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。)の提供を受けること(個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

二 都道府県知事保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三

十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること(当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること(当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

四 住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること(当該住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

五 提供を受ける個人番号及び当該個人番号に係る個人識別事項について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報若しくは住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別事項を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合(以下「本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合」という。)には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。

六 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けること。

2 税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十九条又は消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第九条第四項若しくは第五十七条第一項(同項第一号に係る部分に限る。)に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

一 所得税法第百四十三条の承認を受けている居住者又は同法第百六十六条において準用する同法第百四十三条の承認を受けている非居住者から同法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書の提出を受けるとき(当該申告書に同法第百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号に掲げる金額の記載がある場合及び同法第百二十四条又は第百二十五条の規定により相続人から当該申告書の提出を受ける場合を除く。)。

- 二 消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者から同法第四十二条の二に規定する中間申告書又は同法第四十五条第一項に規定する申告書の提出を受けるとき(当該申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載がある場合及び同条第二項又は第三項の規定により相続人から当該申告書の提出を受ける場合を除く。)。
- 3 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類(個人番号の提供を行う者の個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。
- 一 第一条第一項第三号イに掲げる書類
  - 二 前号に掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの
- 4 財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、第一条第三項各号に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。
- 5 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。)を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。
- 6 個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受ける場合であって、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、法第十六条の主務省令で定める書類又は令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることを要しない。

(平二七内府総省令二・平二九内府総省令七・一部改正)

(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第四条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 機構により電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十条第二号において同じ。)が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であって総務大臣が定めるものの送信を受けること並びに次号ハに掲げる措置をとること(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。)第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者(次号ハにおいて「署名検証者等」という。)が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

二 次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。

イ 前条第一項第一号から第五号までに掲げるいずれかの措置

ロ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適當と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適當と認める方法により当該書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十条第三号ロにおいて同じ。)の送信を受けること。

ハ 署名用電子証明書(公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。)及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(署名検証者等が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

ニ ハに掲げるもののほか、個人番号利用事務実施者が適當と認める方法により、当該電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該提供を行う者であることを確認すること。

(平二七内府総省令二・一部改正)

(個人番号カードの交付申請者が通知カードを紛失している場合等の本人確認の措置)

第五条 法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長は、交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。
  - 二 第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けること。
- 2 令第十三条第三項の規定により交付申請者の代理人に対して個人番号カードを交付する市町村長は、交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる措置をとるものとする。
- 一 住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。
  - 二 令第十三条第三項後段の規定に基づき書類の提示を受けること。

(経由市町村長を経由して交付申請書を提出する場合の本人確認の措置)

第五条の二 令第十三条第一項後段の規定により交付申請者が当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(以下「住所地市町村長」という。)以外の市町村長(以下この条において「経由市町村長」という。)を経由して令第十三条第一項前段に規定する交付申請書を提出した場合において、同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する市町村長は、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 経由市町村長を経由して交付申請者から通知カードの返納を受けること(次号に掲げる場合を除く。)。
- 二 交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、前条第一項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。
- 三 交付申請者から第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同項各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を経由市町村長から受けること。

(平二七内府総省令二・追加)

(本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明する書類)

第六条 令第十二条第二項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 本人の代理人として個人番号の提供をする者が法定代理人である場合には、戸籍謄本

**その他その資格を証明する書類**

二 本人の代理人として個人番号の提供をする者が法定代理人以外の者である場合には、

**委任状**

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署

又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類

その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番

号利用事務実施者が適當と認める書類

- 2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であって当該代理人が法人であるときは、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に代えて、前項各号に掲げるいずれかの書類であって当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたものの提示を受けなければならない。

(写真の表示等により代理人である個人番号提供者を確認できる書類)

**第七条 令第十二条第二項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。**

一 個人番号カード又は第一条第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適當と認めるもの

- 2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であって当該代理人が法人であるときは、令第十二条第二項第二号に掲げる書類に代えて、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適當と認めるもの(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。

(代理人から提示を受ける本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類)

**第八条 令第十二条第二項第三号の主務省令で定める書類は、本人に係る個人番号カード、通知カード若しくは同条第一項第一号に掲げる書類又はこれらの写しとする。**

(代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第九条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類(代理人の個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。

- 一 第一条第一項第三号イに掲げる書類
- 二 前号に掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの
- 2 財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して、本人の代理人であって税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合には、令第十二条第二項第一号に掲げる書類又は第六条第二項の書類に記載された当該代理人の個人識別事項又は商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この項において「個人識別事項等」という。)について、同法第十九条第一項の税理士名簿若しくは同法第四十八条の十第二項の税理士法人の名簿又は税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第二十六条第一項の書面に記録されている当該個人識別事項等を確認することをもって、第七条第二項又は前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。
- 3 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務等を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第二項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者の代理人であることを確認しなければならない。
- 4 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であって、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、令第十二条第二項第二号又は第七条第二項に掲げる書類の提示を受けることを要しない。
- 5 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

- 一 法第十四条第二項の規定により機構から本人に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること(個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。
  - 二 都道府県知事保存本人確認情報に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること(当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。
  - 三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること(当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。
  - 四 住民基本台帳に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること(当該住民基本台帳を備える市町村の長が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。
  - 五 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。
  - 六 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けること。
- 6 税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法第二百二十九条又は消費税法第九条第四項若しくは第五十七条第一項(同項第一号に係る部分に限る。)に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。
- 一 所得税法第百四十三条の承認を受けている居住者の代理人又は同法第百六十六条において準用する同法第百四十三条の承認を受けている非居住者の代理人から同法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書の提出を受けるとき(当該申告書に同法第二十条第一項第四号若しくは第六号又は第二百二十三条第二項第六号若しくは第七号に掲げる金額の記載がある場合及び同法第二百二十四条又は第二百二十五条の規定による当該申告書の提出を相続人の代理人から受ける場合を除く。)。
  - 二 消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者の代理人から同法第四十二条の二に規定する中間申告書又は同法第四十五条第一項に規定する申告書の提出を受けるとき(当該申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載がある場合及び同条第二項又は第三項の規定による当該申告書の提出を相続人の代理人から受ける場合を除く。)。
- (平二七内府総省令二・平二九内府総省令七・一部改正)

(電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適當と認める方法により、当該提供を行う者が本人の代理人として当該提供を行うことを確認すること。
- 二 代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適當と認める方法により、当該電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該提供を行う者であることを確認すること。
- 三 次に掲げるいずれかの措置により、本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること。
  - イ 前条第五項第一号から第五号までに掲げるいずれかの措置
  - ロ 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適當と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適當と認める方法により当該書類に係る電磁的記録の送信を受けること。

(平二七内府総省令二・一部改正)

(書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条第三項第一号、第三条第一項第六号、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

- 2 第一条第三項の規定は前項の規定による法第十六条の主務省令で定める書類として第一条第一項第一号又は第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第三条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写

しの提出を受けることについて、第三条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

(平二七内府総省令二・平二九内府総省令七・一部改正)

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条第一項、第二条、第三条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)及び第三項(第二号を除く。)、第四条(第二号を除く。)並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同項第三号中「二以上」とあるのは「二以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上)」と、同号イ中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同号ロ中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第二条第一号中「前条」とあるのは「第十二条第一項において読み替えて準用する前条」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第三条第三項中「二以上」とあるのは「二以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事

項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上)」と、同項第一号中「第一条第一項第三号イ」とあるのは「第十二条第一項において読み替えて準用する第一条第一項第三号イ及びロ」と、第四条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

- 2 令第三条第七項において準用する令第十二条第二項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第六条から第八条まで、第九条第一項及び第五項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)、第十条(第三号ロを除く。)並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適當と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二項中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適當と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上)」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適當と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号イ中「前条第五項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第五項第四号に掲げる」と読み替えるものとする。
- 3 個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第三条第三項若しくは前項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条

第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

4 第一項において準用する第三条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第三条第三項(第二号を除く。)の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

(平二七内府総省令二・平二九内府総省令七・一部改正)

(交付申請者の代理人から提示を受ける書類)

第十三条 令第十三条第三項後段の主務省令で定める書類は、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

(平二七内府総省令二・一部改正)

(交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する書類)

第十四条 令第十三条第三項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- 二 交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人以外の者である場合には、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

(写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類)

第十五条 令第十三条第三項第二号の主務省令で定める書類は、第一条第二項第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同項中第一号から第三号

までの規定の適用については、これらの規定中「いざれかの書類」とあるのは、「いざれかの書類、個人番号カード」とする。

(平二七内府総省令二・一部改正)

(代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類)

第十六条 令第十三条第三項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

- 一 第一条第一項第一号に掲げるいざれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち住所地市町村長が適當と認めるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって住所地市町村長が適當と認めるもの(交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。)
- 2 住所地市町村長は、前項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。
- 一 前項第一号に掲げる書類
  - 二 第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適當と認める書類(交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。)
- 3 住所地市町村長は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。
- 一 第一項第二号に掲げる書類
  - 二 第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適當と認める二以上の書類(交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。)

(平二七内府総省令二・一部改正)

(訳文の添付)

第十七条 個人番号利用事務等実施者は、法、令又はこの命令の規定により個人番号の提供を行う者から提示又は提出を受けることとされている書類が外国語により作成されている場合には、翻訳者を明らかにした訳文の添付を求めることができる。

- 2 前項の規定は、市町村長が交付申請者から提示を受けることとされている書類について準用する。

(特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定)

第十八条 令第十九条の主務省令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条の四第三項若しくは第四項(同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、

第十二条の五、第十三条、第十四条第二項、第二十二条第二項、第二十四条の二第四項、第三十条の八、第三十条の十第一項第三号、第三十条の十一第一項第三号、第三十条の十二第一項第三号、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十五第二項、第三十条の二十第一項、第三十条の三十五又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定とする。

(平二七内府総省令二・平二七内府総省令五・一部改正)

(特定個人情報を提供することができる地方税法の規定)

第十九条 令第二十二条の主務省令で定める地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

の規定は、同法第八条第一項若しくは第二項(同法第八条の二第三項(同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第二項、第八条の三第一項若しくは第三項、第十九条の六、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第四十一条第三項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条第三項若しくは第五項、同条第八項において準用する同条第二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三条第四十二項若しくは第四十三項、第五十五条の三、第五十五条の五、第五十八条第四項若しくは第六項、第六十三条、第七十二条の二十五第二項(同条第六項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第四項(同法第七十二条の二十五第七項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五項(同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の三十九の三、第七十二条の三十九の五、第七十二条の四十、第七十二条の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十四第三項、第七十二条の五十七の三、第七十二条の九十四、第七十三条の十八第三項、第七十三条の二十一第三項若しくは第四項、第七十三条の二十二、第七十三条の二十三、第七十四条の十九、第百四十四条の八第四項、第百四十四条の九第二項若しくは第九項、第百四十四条の三十四第四項、第百四十四条の三十五第四項、第三百二十一条の七の十三、第三百二十一条の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一条の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九条の四第六項若しくは第七項、第三百五十四条の二(同法第七百四十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一項若しくは第四項(同法第四百十七条第三項において準用する場合を含む。)、第三百九十九条(同法第四百十七条第四項において準用する場合

を含む。)、第四百一条第四号若しくは第五号、第四百十七条第二項、第四百十九条第一項、第四百二十一条、第四百七十九条、第六百五条、第七百一条の五十五、第七百四十二条、第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十四条の規定とする。

(平二八内府総省令二・平二九内府総省令九・平三〇内府総省令一・一部改正)

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十条 令第二十三条第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 令第二十三条第一号に規定する記録に係る特定の個人を識別すること。
- 二 特定個人情報の提供を受ける者に対し、特定個人情報を提供する者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を令第二十九条に規定する期間保存するよう求めること。
- 三 国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して特定個人情報を提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として内閣総理大臣が定める基準に従って行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として内閣総理大臣が定める措置

(平二七内府総省令四・一部改正)

(社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するるために必要な措置)

第二十一条 令第二十五条第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 令第二十五条第一号に規定する記録に係る特定の個人を識別すること。
- 二 特定個人情報の提供を受ける者に対し、その使用に係る電子計算機に特定個人情報を提供する者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を令第二十九条に規定する期間保存するよう求めること。
- 三 情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として内閣総理大臣が定める基準に従って特定個人情報を提供すること。

(平二七内府総省令四・一部改正)

(指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用)

第二十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規

定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定  
中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた個人番号カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)が記録されている住民基本台帳を作成した区長(総合区長を含む。以下「住所地区長」という。)
第一条第二項第一号	その他当該市町村長	その他交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長(以下「住所地市長」という。)
	のうち当該市町村長	のうち住所地市長
第一条第二項第一号ハ	個人番号カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)	交付申請者
	当該市町村長	住所地市長
第一条第二項第二号、第三号イ及びロ並びに第四号ロ	当該市町村長	住所地市長
第五条第一項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長

第五条第二項	令第十三条第三項の規定により交付申請者の代理人に対して個人番号カードを交付する市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第三項後段の規定に基づき書類の提示を受ける住所地区長
第五条の二	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(以下「住所地市町村長」という。)	住所地市長
	同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第二項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長
第十二条第一項	市町村長が 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。) 市町村長」	区長(総合区長を含む。以下同じ。) 区長 区長」
	第三条第三項中	第三条第一項第四号中「備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長」とあるのは「作成した区長(総合区長を含む。)」と、同条第三項中
第十二条第二項	市町村長 第十条第一号	区長 同条第五項第四号中「備える市町村の長」とあるのは「作成した区長(総合区長を含む。)」と、第十条第一号
第十二条第三項及び附則第二条第三項	市町村長	区長
第十三条並びに第十六条第一項第一号及び第二号	住所地市町村長	住所地市長

第十六条第二項及び第三項	住所地市町村長は 住所地市町村長が	住所地区長は 住所地市長が
第十七条第二項	市町村長	住所地区長
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により住所地区長を経由して個人番号カードを交付する住所地市長並びに同項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長

(平二七内府総省令二・追加、平二七内府総省令五・平二九内府総省令七・一部改正)

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。ただし、第一条から第十一条まで、第十三条から第十八条(住民基本台帳法第三十条の十三、第三十条の十四及び第三十条の十五第二項に係る部分に限る。)まで及び第二十二条(同条の表第十二条第一項の項から第十二条第三項及び附則第二条第三項の項までに係る部分を除く。)並びに次条第一項及び第二項の規定は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(法の施行の日＝平成二七年一〇月五日)

(法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日＝平成二八年一月一日)

(平二七内府総省令二・一部改正)

(住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード(当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。次項及び第三項において「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている者から個人番号の提供を受ける個人番号

利用事務等実施者についての第一条第一項、第二条及び第七条第一項の規定の適用については、第一条第一項第一号中「運転免許証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード、運転免許証」と、第二条第一号中「前条」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条」と、第七条第一項第一号中「第一条」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第一条」とする。

- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長についての第一条第二項、第五条第一項、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第一条第二項第一号中「前項」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)、前項」と、同項第二号及び第三号イ中「前項」とあるのは「住民基本台帳カード、前項」と、第五条第一項第二号及び第十五条中「第一条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第一条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。
- 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者から個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長についての第十二条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「特別永住者証明書」とあるのは「運転免許証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード、運転免許証」と、「特別永住者証明書」と、「前条」とあるのは「第十二条第一項」とあるのは「前条」とあるのは「附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する第十二条第一項」と、同条第二項中「第七条第一項第一号中」とあるのは「第七条第一項第一号中「又は」とあるのは「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード又は」と、「」とする。

(平二七内府総省令二・一部改正)

(地方消費税の譲渡割に関する特定個人情報の提供に係る特例)

第三条 地方税法附則第九条の四の規定の適用がある場合には、第十九条の規定の適用については、同条中「又は第七百四十四条」とあるのは、「、第七百四十四条又は附則第九条の十三第一項若しくは第二項」とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前における第十九条の規定の適用については、同条中「第五十三条第四十項若しくは第四十一項」とあるのは「第五十三条第四十六項若しくは第四十七項」と、「、第七十二条の二十五第二項」とあるのは「、第六十五条の二第一項から第三項まで、第七十二条の二十五第二項」とする。

附 則 (平成二七年九月一八日／内閣府／総務省／令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二一日／内閣府／総務省／令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二四日／内閣府／総務省／令第五号)

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。ただし、第二十二条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日／内閣府／総務省／令第二号)

この命令中第十九条の改正規定は平成二十八年四月一日から、第一条第三項の改正規定は平成三十一年十月一日から施行する。

(平二九内府総省令二・一部改正)

附 則 (平成二九年三月三一日／内閣府／総務省／令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月八日／内閣府／総務省／令第七号)

(施行期日)

第一条 この命令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十九条又は消費税法(昭和六十三年法

律第百八号)第九条第四項若しくは第五十七条第一項(同項第一号に係る部分に限る。)に規定する届出書を提出した者(所得税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十一号)の施行の日前において、同法による改正後の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第六十六条の二の規定を適用することとしたならば、同条に規定する申告をしなければならない者を含む。)のうち、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書又は消費税法第二条第一項第十七号に規定する確定申告書等若しくは第四十二条の二に規定する中間申告書の提出において、法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者は、この命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第二項柱書及び第九条第六項柱書に規定する法第十六条に規定する本人確認の措置を講じている者とみなす。

附 則 (平成二九年一二月二八日／内閣府／総務省／令第九号)

この命令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日／内閣府／総務省／令第一号)

この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

## 乙第45号証

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

(平成二十六年九月十日)

(／内閣府／総務省／令第五号)

改正 平成二七年一〇月三〇日／内閣府／総務省／令第 三号  
同 二七年一二月二五日同 第 六号  
同 二八年 三月三一日同 第 一号  
同 二八年 九月三〇日同 第 五号  
同 二八年一二月二一日同 第 六号  
同 二九年 三月三一日同 第 二号  
同 二九年 三月三一日同 第 三号  
同 二九年 七月一四日同 第 五号  
同 三〇年 三月三一日同 第 二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下

「法」という。)別表第一の一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第二項ただし書の日雇特例被保険者の適用除外の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 健康保険法による全国健康保険協会が管掌する健康保険(以下「全国健康保険協会管掌健康保険」という。)の被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 三 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者手帳に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 四 健康保険法第五十一条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格の得

喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第二条 法別表第一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法による被保険者(同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。)若しくはその被扶養者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務(前条第二号に掲げるものを除く。)
- 二 健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票又は特別療養費受給票に関する事務(前条第三号及び前号に掲げるものを除く。)
- 三 健康保険法第五十一条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(前条第四号に掲げるものを除く。)
- 四 健康保険法第五十二条、第五十三条又は第百二十七条の保険給付の支給に関する事務
- 五 健康保険法第七十五条の二第一項(同法第百四十九条において準用する場合を含む。)の一部負担金に係る措置に関する事務
- 六 健康保険法第百五十条第一項又は第三項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務
- 七 健康保険法第百六十四条の任意継続被保険者(同法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。以下この号において同じ。)の保険料の納付又は同法第百六十五条の任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務  
(平二七内府総省令六・平二八内府総省令一・一部改正)

第三条 法別表第一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 二 船員保険法による被保険者資格証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 船員保険法第二十七条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第四条 法別表第一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法による被保険者若しくはその被扶養者に係る申請等(申請、届出又は申出

をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務(前条第一号に掲げるものを除く。)

- 二 船員保険法による被保険者証、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は年金証書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 船員保険法第二十九条又は第三十条の保険給付の支給に関する事務
- 四 船員保険法第五十七条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 五 船員保険法第百十一条第一項又は第三項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務
- 六 船員保険法第百二十七条の疾病任意継続被保険者の保険料の納付又は同法第百二十八条の疾病任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務
- 七 船員保険法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 八 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務

(平二七内府総省令六・平二八内府総省令一・一部改正)

第五条 法別表第一の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による年金である保険給付(同法第十二条の八第三項の傷病補償年金又は同法第二十三条第一項の傷病年金を除く。)の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 二 労働者災害補償保険法による年金である保険給付の支給を受ける権利に係る請求等(請求、申請、届出又は報告をいう。以下この条において同じ。)の受理又はその請求等に係る事実についての審査に関する事務
- 三 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金の支給の決定に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 四 労働者災害補償保険法第十五条第一項の障害補償一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

- 五 労働者災害補償保険法第二十二条の三第二項の障害一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 六 労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和四十九年労働省令第三十号)第四条の障害特別支給金、同令第五条の遺族特別支給金、同令第五条の二の傷病特別支給金、同令第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金の支給の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- 七 労働者災害補償保険法による年金である保険給付又は労働者災害補償保険特別支給金支給規則による年金である特別支給金の各支払期月(労働者災害補償保険法第九条第三項ただし書又は労働者災害補償保険法特別支給金支給規則第十三条第三項ただし書の場合においては、当該月)の支払に関する事務
- 八 労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号による社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費の支給の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- 九 労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号による社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費の支給を受ける権利に係る請求等の受理又はその請求等に係る事実についての審査に関する事務

(平二七内府総省令三・平二八内府総省令五・平二九内府総省令五・一部改正)

第六条 法別表第一の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六条の二 法別表第一の六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第五条の六第一項の求職の申込みの受理に関する事務
- 二 職業安定法第五条の六第二項の試問及び技能の検査に関する事務
- 三 職業安定法第十九条の公共職業訓練のあっせんに関する事務
- 四 職業安定法第二十三条の適性検査に関する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、職業安定法第五条第三号の職業紹介又は同条第五号の職業指導に関する事務

(平二七内府総省令六・追加)

第七条 法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録、同条第三号の里親の認定若しくは同法第十九条の三第一項の小児慢性特定疾病医療費若しくは同法第二十四条の三第一項の障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務
- 三 児童福祉法による医療受給者証又は入所受給者証に関する事務
- 四 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務
- 五 児童福祉法第十九条の六第一項の医療費支給認定の取消し又は同法第二十四条の四第一項の入所給付決定の取消しに関する事務
- 六 児童福祉法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 七 児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務
- 八 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務
- 九 児童福祉法第五十七条の四第二項又は第三項の資料の提供等の求めに関する事務
- 十 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  
(平二七内府総省令六・平二八内府総省令一・平二八内府総省令五・平二八内府総省令六・一部改正)

第八条 法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条

の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務

- 二 児童福祉法第二十一条の五の六第一項の通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 児童福祉法による通所受給者証に関する事務
- 四 児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務
- 五 児童福祉法第二十一条の五の九第一項の通所給付決定の取消しに関する事務
- 六 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務
- 七 児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務
- 八 児童福祉法第二十四条第四項から第六項までの措置に関する事務
- 九 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務
- 十 児童福祉法第五十七条の四第一項の資料の提供等の求めに関する事務
- 十一 児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(平二七内府総省令三・平二七内府総省令六・平二八内府総省令六・一部改正)

第九条 法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 二 前号に掲げるもののほか、児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に関する事務
- 三 児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 四 前号に掲げるもののほか、児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第十条 法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務
- 二 予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務
- 三 予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務
- 四 予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実について

の審査又はその請求に対する応答に関する事務

五 予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

六 予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務

第十一条 法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務
- 三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務
- 四 身体障害者福祉法施行令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 五 身体障害者福祉法施行令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務

第十二条 法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
- 二 身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務

第十三条 削除

(平二八内府総省令一)

第十四条 法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十条の費用の徴収に関する事務
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する

## 事務

- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第一項若しくは第三項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第十条の二第一項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第一項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第九条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条第一項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務

(平二七内府総省令六・平二八内府総省令一・一部改正)

第十五条 法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施に関する事務
- 二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務
- 四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第二十九条第一項の資料の提供等の求めに関する事務
- 六 生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務
- 八 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収  
(同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第十六条 法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方

税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。

第十七条 法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。

第十八条 法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- 二 公営住宅法第十六条第四項若しくは第二十八条第四項の収入の把握に関する事務
- 三 公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務
- 五 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 七 公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 公営住宅法第二十九条第一項又は第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務
- 九 公営住宅法第二十九条第六項の家賃の決定又は同条第七項の金銭の徴収に関する事務
- 十 公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- 十一 公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務
- 十二 公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等に関する事務

### 十三 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務

(平二九内府総省令五・一部改正)

第十九条 法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 三 戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付の支給を受けている者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 四 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)第四十条第一項の年金証書等に関する事務

第二十条 法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第五条第一項の留守家族手当、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨の引取りに要する経費若しくは同法第二十六条の障害一時金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 未帰還者留守家族等援護法第十一条第二項若しくは未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)第五条若しくは第七条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 三 未帰還者留守家族等援護法第十二条第一項の留守家族手当の額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十条の二 法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による加入者(同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第十二条第三項の特例退職加入者を含む。)若しくはその被扶養者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 私立学校教職員共済法第十四条第一項の加入者(第六号において「加入者」という。)の資格の得喪に関する事務

- 三 私立学校教職員共済法第二十条第一項又は第三項の短期給付の支給に関する事務
- 四 私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 五 私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付の支給に関する事務
- 六 加入者に係る標準報酬月額(私立学校教職員共済法第二十二条第一項の標準報酬月額をいう。)、標準賞与額(同法第二十三条第一項の標準賞与額をいう。)又は加入者期間(同法第十七条第一項の加入者期間をいう。)に関する事務
- 七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 八 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者(同法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。)の掛け込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の掛け込みの前納に関する事務
- 九 私立学校教職員共済法第二十六条第一項(第二号から第四号までを除く。)又は第二項の福祉事業の実施に関する事務
- 十 私立学校教職員共済法による掛け込みに関する事務
- 十一 私立学校教職員共済法による加入者証、加入者資格証、加入者被扶養者証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用証又は限度額適用認定証に関する事務
- 十二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第七十八条第三項又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第十四条第一項の加入者の資格の得喪に関する事務
- 十三 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項の給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条の給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務  
(平二七内府総省令六・追加、平二九内府総省令五・一部改正)

第二十一条 法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)による国税等(同法第八条第一項に規定する国税等をいう。以下この条において同じ。)の調査決定、納入の告知、資金徴収簿の登記その他の国税等の徴収に関する事務
- 二 国税収納金整理資金に関する法律による国税等の収納金の領収、収納金の払込みその他の国税等の収納に関する事務
- 三 国税収納金整理資金に関する法律による国税等の支払の決定、支払命令、資金支払簿の登記その他の国税等の債権者への支払に関する事務

第二十一条の二 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下この項において「第一号厚生年金被保険者」という。)に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 二 第一号厚生年金被保険者の資格に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
  - 三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務
  - 五 第一号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務
  - 六 厚生年金保険法第百条の二第五項の資料の提供等の求めに関する事務
- 2 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。
- 一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(以下この項において「第二号厚生年金被保険者」という。)に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 二 第二号厚生年金被保険者の資格に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
  - 三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五 第二号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金  
保険法の規定による徴収金に関する事務

3 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である  
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保  
險者(以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。)に係る請求等の受理、  
その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 第三号厚生年金被保険者の資格に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の  
受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務
- 五 第三号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金  
保険法の規定による徴収金に関する事務

4 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である  
日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第四号の第四号厚生年金被保険者(以下  
この項において「第四号厚生年金被保険者」という。)に係る請求等の受理、その請求  
等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 第四号厚生年金被保険者の資格に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の  
受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務
- 五 第四号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金  
保険法の規定による徴収金に関する事務

(平二七内府総省令六・追加、平二八内府総省令五・平二九内府総省令五・一部改  
正)

第二十二条 法別表第一の二十六の項の主務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨  
励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第五条の経費の算定に必要な資料の受  
理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務と  
する。

第二十三条 法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務
- 二 学校保健安全法第二十四条の医療に要する費用の支給に関する事務

(平二七内府総省令三・全改)

第二十三条の二 法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法による組合員(同法附則第十二条第三項の特例退職組合員を含む。)若しくはその被扶養者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 国家公務員共済組合法第三十七条の組合員(次号並びに次条第一号及び第二号において「組合員」という。)の資格の喪失に関する事務
- 三 組合員に係る標準報酬の月額(国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。次条第二号において同じ。)、標準期末手当等の額(同法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。次条第二号において同じ。)又は組合員期間(同法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。次条第二号において同じ。)に関する事務
- 四 国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付の支給に関する事務
- 五 国家公務員共済組合法第五十五条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 六 国家公務員共済組合法第九十八条第一項(第二号から第四号までを除く。)の福祉事業の実施に関する事務
- 七 国家公務員共済組合法による掛金に関する事務
- 八 国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員(同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。)の掛け金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の掛け金の前納に関する事務
- 九 国家公務員共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

(平二七内府総省令六・追加)

第二十三条の三 法別表第一の二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 組合員の資格の得喪に関する事務
- 二 組合員に係る標準報酬の月額、標準期末手当等の額又は組合員期間に関する事務
- 三 国家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第七号において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付の支給に関する事務
- 五 退職等年金分掛金(国家公務員共済組合法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。)に関する事務
- 六 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第三十七条の組合員の資格の得喪に関する事務
- 七 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 八 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務として行う第二十一条の二第二項各号に掲げる事務に準ずる事務  
(平二七内府総省令六・追加、平二九内府総省令三・平二九内府総省令五・一部改正)

第二十四条 法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務

- 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務
- 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
- 七 国民健康保険法第八十二条第一項又は第三項の保健事業の実施に関する事務
- 八 国民健康保険法第百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務

(平二七内府総省令三・平二七内府総省令六・平二八内府総省令一・一部改正)

第二十四条の二 法別表第一の第三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第三号において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 国民年金法による被保険者の資格に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 国民年金法による給付の支給及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 国民年金法による給付の支給に関する事務
- 五 国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務
- 六 国民年金法第百八条第一項又は第二項の資料の提供等の求めに関する事務

(平二七内府総省令六・追加、平二九内府総省令三・平二九内府総省令五・一部改正)

第二十四条の二の二 法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第百二十八条第一項の年金の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)とする。

(平二七内府総省令三・追加、平二七内府総省令六・旧第二十四条の二繰下・一部改正)

第二十四条の三 法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国民年金法第百二十八条第五項の規定により、国民年金基金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

二 国民年金法第百三十七条の十五第一項の年金の支給に関する事務(地方税法第三百七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

(平二七内府総省令三・追加)

第二十四条の四 法別表第一の三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第三条第一項の退職金共済契約若しくは同法第四十一条第一項の特定業種退職金共済契約の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 二 中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給を受ける権利に係る請求等(請求、申出、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 三 中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給に関する事務
- 四 中小企業退職金共済法第二十一条(同法第五十一条において準用する場合を含む。)の退職金等の返還に関する事務

(平二七内府総省令三・追加)

第二十五条 法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務
- 二 知的障害者福祉法第十六条第一項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
- 三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務

第二十六条 法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務
- 二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に

対する応答に関する事務

- 四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務
- 六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等又は同法第四十八条の条例で定める事項に関する事務
- 七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による改正前の公営住宅法(以下この条において「旧公営住宅法」という。)第十二条第一項の家賃の決定に関する事務
- 八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務
- 十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 十一 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務
- 第二十七条 法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。
- 第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務とする。
- 第二十九条 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資

格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

- 二 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務
- 三 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 四 児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 五 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 六 児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務
- 七 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 八 前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第三十条 法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)による申告、物納及び延納その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)による所得金額の見積額の計算、予定納税額の減額、国税の免除、控除若しくは還付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による課税価格の計算及び控除、申告及び還付、延納及び物納その他の賦課又は徴収に関する事務
- 四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)による揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)及び石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例、免税物品の譲渡の禁止その他の賦課又は徴収に関する事務
- 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法

等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)による賦課に関する事務

六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)による消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税の徴収、免税調達資材等の譲受けの制限その他の賦課又は徴収に関する事務

八 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)による所得税法等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

九 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十四号)による二重課税に関する申立ての手続その他の賦課又は徴収に関する事務

十 地方揮発油税法による申告その他の賦課又は徴収に関する事務

十一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)による所得税法、法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)、相続税法、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

十二 挥発油税法による申告及び納付、免税及び税額控除その他の賦課又は徴収に関する事務

十三 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)による徴収に関する事務

十四 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)による国税と他の債権との調整、第二次納税義務、滞納処分、滞納処分に関する猶予及び停止その他の徴収に関する事務

十五 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付若しくは充当、附帯税(同法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の賦課又は徴収に関する事務

十六 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)による所得税法等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

- 十七 所得税法による納税地の異動、課税標準の計算及び所得控除、申告、納付及び還付、更正の請求、更正及び決定、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、非居住者若しくは法人の所得に係る源泉徴収、支払調書の提出その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十八 法人税法による連結納税、事業年度の変更、納税地の異動、各事業年度の所得に対する法人税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十九 石油ガス税法による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)による納付、申告及び還付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十一 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)による徴収に関する事務
- 二十二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)による免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付、配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等、割引債の償還差益に係る所得税の還付、保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例、租税条約に基づく認定その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十三 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)による帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例その他の賦課に関する事務
- 二十四 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)による還付その他の徴収に関する事務
- 二十五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)による内国消費税等の特例その他の賦課に関する事務
- 二十六 航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)による申告その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十七 石油石炭税法による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十八 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第五十二条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十九 消費税法による税額控除、申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務

- 三十 地価税法(平成三年法律第六十九号)による申告その他の賦課に関する事務
- 三十一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)による国外送金等に係る告知書及び調書の提出等、国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等、国外財産に係る調書の提出等その他の賦課に関する事務
- 三十二 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)による電磁的記録による保存等の承認、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認その他の賦課に関する事務
- 三十三 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)又は所得税法等の一部を改正する法律附則第百五条によるたばこ特別税の申告その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十四 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)による賦課に関する事務
- 三十五 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)による法人税法等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十六 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)による復興特別所得税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十七 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)による申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務

(平二七内府総省令三・平二八内府総省令一・平二八内府総省令六・平三〇内府総省令二・一部改正)

第三十条の二 法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による組合員(同法附則第十八条第三項の特例退職組合員を含む。)若しくはその被扶養者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員(次号において「組合員」という。)の資格の得喪に関する事務
- 三 組合員に係る標準報酬の月額(地方公務員等共済組合法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。)、標準期末手当等の額(同法第四十四条第一項に規定する標準

期末手当等の額をいう。)又は組合員期間(同法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。)に関する事務

四 地方公務員等共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付の支給に関する事務

五 地方公務員等共済組合法第五十七条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

六 地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付の支給に関する事務

七 地方公務員等共済組合法第百十二条第一項(第一号の二から第三号までを除く。)の福祉事業及び同法第百十二条の二第一項の特定健康診査等の実施に関する事務

八 地方公務員等共済組合法による掛け金に関する事務

九 地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員(同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。)の掛け金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛け金の前納に関する事務

十 地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

十一 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員の資格の得喪に関する事務

十三 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務

として行う第二十一条の二第三項各号に掲げる事務に準ずる事務

(平二七内府総省令六・追加、平二八内府総省令一・平二九内府総省令三・平二九内府総省令五・一部改正)

第三十一条 法別表第一の四十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条 法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四又は第十二条の福祉の措置の実施に関する事務
- 二 老人福祉法第二十一条の費用の支弁又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務
- 三 老人福祉法第三十六条の調査等の求めに関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第三十三条 法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による戦傷病者手帳に関する事務
- 二 戦傷病者特別援護法第九条の援護に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第三十四条 法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項(同法第三十二条の六第五項において準用する場合を含む。)の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十二条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第三十五条 法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務

(平二七内府総省令六・全改)

第三十六条 法別表第一の四十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。)の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 前号に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の給付金の支給に関する事務

(平二七内府総省令六・全改)

第三十七条 法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別児童扶養手当に係るものに限る。)
- 六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務
- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の  
特別児童扶養手当の支給に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第三十八条 法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。)
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務
- 四 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第三十九条 法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十条 法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務
- 二 母子保健法第十一条の新生児の訪問指導の実施に関する事務
- 三 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務
- 四 母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

- 五 母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務
- 六 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務
- 七 母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 八 母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務
- 九 母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務
- 十 母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

- 第四十一条 法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。
- 第四十二条 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。
- 第四十三条 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による補償(休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金に限る。)の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 二 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務
- 三 地方公務員災害補償法による年金である補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務
- 四 地方公務員災害補償法による年金である補償の各支払期月(同法第四十条第三項ただし書の場合においては、当該月)の支払に関する事務

(平二八内府総省令五・一部改正)

- 第四十三条の二 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第十六条第一項又は第十八条

第一項の年金である給付の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

二 石炭鉱業年金基金法第十七条又は第十八条第三項の一時金である給付の支給に関する事務(地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

(平二七内府総省令三・追加、平二八内府総省令五・一部改正)

第四十三条の三 法別表第一の五十五の二の項の主務省令で定める事務は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握(同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。)に関する事務とする。

(平二八内府総省令五・追加)

第四十四条 法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 児童手当法第九条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 三 児童手当法第十二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 四 児童手当法第二十一条第一項若しくは第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- 五 児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 児童手当法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務

七 児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(平二九内府総省令三・一部改正)

第四十四条の二 法別表第一の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握(同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。)に関する事務とする。

(平二八内府総省令五・追加)

第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

二 雇用保険法第八条の被保険者となったこと若しくは被保険者でなくなったことの確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

三 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 雇用保険法による受給資格者に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

五 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第七十二条第一項の日雇労働被保険者任意加入の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金及び同令第百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務

(平二七内府総省令三・平二九内府総省令三・平三〇内府総省令二・一部改正)

第四十六条 法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項又は第四項の保健事業の実施に関する事務
- 八 高齢者の医療の確保に関する法律第百三十八条第一項又は第三項の資料の提供等の求めに関する事務

(平二七内府総省令六・平二八内府総省令一・一部改正)

第四十六条の二 法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

(平二七内府総省令六・追加、平二八内府総省令五・平二九内府総省令五・一部改正)

第四十六条の三 法別表第一の六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)  
第二十八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務

(平二七内府総省令六・追加)

第四十七条 法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(平二七内府総省令三・全改)

第四十八条 法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付並びに同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号。次号において「平成十九年改正法」という。)附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給の実施に関する事務
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項(同法第十五条第三項及び平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項

の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十九条第一項の資料の提供等の求めに関する事務

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務

七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務

(平二七内府総省令三・平二七内府総省令六・平二八内府総省令一・平二八内府総省令六・一部改正)

第四十八条の二 法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

(平二七内府総省令六・追加、平二八内府総省令五・平二九内府総省令五・一部改正)

第四十九条 法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付若しくは同項第三号の年金である給付(これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。次号において同じ。)に係る権利の決定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付若しくは同項第三号の年金である給付の支給停止の解除申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律による受給権者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第五十条 法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 二 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)
- 三 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務
- 四 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務

- 九 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務
- 十 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務
- 十一 介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。)
- 十二 介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務
- 十三 介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
- 十四 介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務
- 2 前項第二号、第三号(介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費に係る部分を除く。)、第六号、第七号(同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。)及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。

(平二七内府総省令三・平二七内府総省令六・一部改正)

第五十一条 法別表第一の六十九の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五十二条 法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四号)第十九条第一項又は第二十条第一項(これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の入院の勧告に関する事務
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第三項又は第二十条第二項(これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の入院の措置に関する事務

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第五十二条の二 法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項第一号の老齢給付金又は同項第二号の脱退一時金の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

二 確定給付企業年金法第二十九条第二項第二号又は第九十一条の二十二第三項若しくは第五項の遺族給付金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書に関する事務に限る。)

三 確定給付企業年金法第八十九条第六項の残余財産の分配に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

四 確定給付企業年金法第九十一条の十九第三項若しくは第九十一条の二十第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

五 確定給付企業年金法第九十三条の規定により、企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事

務に限る。)

(平二七内府総省令三・追加)

第五十二条の三 法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二十八条第一号の老齢給付金又は同条第三号の死亡一時金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 二 確定拠出年金法第四十八条の二の規定により、企業年金連合会が委託を受けて行う情報収集等業務に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 三 確定拠出年金法附則第二条の二の脱退一時金の支給に関する事務(所得税法第二百二十五条第一項第四号又は第八号に規定する支払に関する調書に関する事務に限る。)

(平二七内府総省令三・追加)

第五十二条の四 法別表第一の七十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 確定拠出年金法第七十三条(同法第七十三条の二の規定により適用する場合を含む。)において準用する同法第二十八条第一号の老齢給付金又は同条第三号の死亡一時金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 二 確定拠出年金法附則第三条の脱退一時金の支給に関する事務(所得税法第二百二十五条第一項第四号又は第八号に規定する支払に関する調書に関する事務に限る。)

(平二七内府総省令三・追加)

第五十二条の五 法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号。次条において「平成十三年統合法」という。)

附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

(平二七内府総省令六・追加、平二八内府総省令五・平二九内府総省令五・一部改正)

第五十三条 法別表第一の七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 平成十三年統合法による給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 平成十三年統合法による給付の支給を受ける権利に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 三 平成十三年統合法附則第五十七条第一項の特例業務負担金の徴収に関する事務

(平二八内府総省令五・一部改正)

第五十四条 法別表第一の七十六の項の主務省令で定める事務は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務とする。

第五十五条 法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)第十一条の被保険者の資格の取得の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- 二 独立行政法人農業者年金基金法による保険料の額の特例に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- 三 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 四 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

五 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(次号において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。)による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

## る事務

六 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利に係る届出等  
(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

第五十六条 法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第五十七条 法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資貸与金の貸与若しくは同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第一項の学資貸与金の返還の期限若しくは返還の方法の決定又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限若しくは返還の方法の決定に関する事務
- 三 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金の返還の期限の猶予若しくは同条第三項の学資貸与金の返還の免除若しくは同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予若しくは免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務

(平二九内府総省令三・一部改正)

## 第五十八条 削除

(平二七内府総省令六)

第五十九条 法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証に関する事務

- 三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第八条第一項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十九条の資料の提供等の求めに関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

- 第六十条 法別表第一の八十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十二条の資料の提供等の求めに関する事務
  - 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項の支給決定、同法第五十一条の六第一項の地域相談支援給付決定若しくは同法第五十三条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務
  - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更、同法第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務
  - 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の支給決定の取消し、同法第五十一条の十第一項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務
  - 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十五条、第二十六条の七若しくは第三十二条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - 七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務
  - 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務

(平二七内府総省令六・一部改正)

第六十一条 法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第五十九条第一項の相手国法令による申請等に係る文書の受理又は送付に関する事務

二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第六十条第一項又は第二項の保有情報の提供に関する事務

第六十二条 法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第九十四号)第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条 法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十四条 法別表第一の八十九の項の主務省令で定める事務は、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。

第六十五条 法別表第一の九十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条 法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その

#### 届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六十七条 法別表第一の九十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十一条の就職支援計画の作成又は同法第十二条の就職支援措置を受けることの指示に関する事務  
(平二七内府総省令六・全改)

第六十八条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十六条の資料の提供等の求めに関する事務
- 二 子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務
- 四 子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 五 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務
- 六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務
- 七 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務  
(平二七内府総省令三・追加、平二七内府総省令六・一部改正)

第六十九条 法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(次号及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。)第百三十条第一項の老齢年金給付の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に

規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

- 二 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第二項の一時金である給付の支給に関する事務(地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 三 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の年金である給付又は一時金である給付の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 四 平成二十五年法律第六十三号附則第三十四条第四項の残余財産の分配に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

(平二七内府総省令三・追加、平二八内府総省令五・一部改正)

第七十条 法別表第一の九十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により、企業年金連合会又は平成二十五年法律第六十三号附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 二 平成二十五年法律第六十三号附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金

の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

三 平成二十五年法律第六十三号附則第四十五条第三項若しくは第五項又は第四十九条第三項若しくは第五項の存続連合会遺族給付金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書に関する事務に限る。)

四 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第五項の規定により平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会が承継した老齢年金給付の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

五 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項の老齢年金給付の額の加算又は一時金である給付の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

六 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項の老齢年金給付の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

七 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の老齢年金給付又は一時金である給付の支給に関する事務(地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

- 八 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは第九十一条の三第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 九 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書に関する事務に限る。)
- 十 平成二十五年法律第六十三号附則第七十条第三項の残余財産の分配に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 十一 平成二十五年法律第六十三号附則第七十条第四項の規定により平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十五号に規定する連合会が承継した年金である給付又は一時金である給付の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)
- 十二 平成二十五年法律第六十三号附則第七十五条第二項の老齢を支給理由とする年金である給付又は一時金である給付の支給に関する事務(相続税法第五十九条第一項に規定する調書、地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

(平二七内府総省令三・追加、平二八内府総省令五・一部改正)

第七十一条 法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務
- 二 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務
- 四 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務
- 五 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条第一項の支給認定の取消しに関する事務
- 六 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務
- 七 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(平二七内府総省令三・追加、平二七内府総省令六・一部改正)

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この命令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二八年一月一日)

(平二七内府総省令三・旧附則・一部改正)

##### (経過措置)

- 2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)の施行の日(平成三十一年十月一日)の前日までの間における第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、第六十九条中「九十六の項」とあるのは「九十五の項」と、第七十条中「九十七の項」とあるのは「九十六の項」と、第七十一条中「九十八の項」とあるのは「九十七の項」とする。

(平二七内府総省令三・追加、平二九内府総省令二・一部改正)

##### (日本年金機構に係る経過措置)

- 3 日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの法附則第三条の二の政令で定める日までの間においては、個人番号を利用してこの命令に規定する事務の処理を行うことができない。

(平二七内府総省令六・追加)

附 則 (平成二七年一〇月三〇日／内閣府／総務省／令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の次に三条を加える改正規定(第二十四条の四に係る部分に限る。)は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二五日／内閣府／総務省／令第六号)

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日／内閣府／総務省／令第一号)

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年九月三〇日／内閣府／総務省／令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は平成二十九年四月一日から、第四十三条の二の次に一条を加える改正規定及び第四十四条の次に一条を加える改正規定は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から、第六十四条の改正規定及び第七十一条の次に一条を加える改正規定は平成三十一年十月一日から施行する。

(施行の日＝平成三〇年一月一日)

(平二九内府総省令二・一部改正)

附 則 (平成二八年一二月二一日／内閣府／総務省／令第六号)

この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日／内閣府／総務省／令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日／内閣府／総務省／令第三号)

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月一四日／内閣府／総務省／令第五号)

この命令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第十八条に係る改正規定は平成二十九年七月二十六日から、第六十八条の二に係る改正規定は年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)の施行の日(平成三十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日／内閣府／総務省／令第二号)

この命令は、平成三十年四月一日から施行する。